





	の規定による宅地建物取引士任者資格試験の実施								
	4 同法第17条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引士任者資格試験の合格の取消し又は受験の禁止						○		
	5 同法第18条第1項、第19条の2、第20条又は第22条の規定による宅地建物取引士任者の登録、登録の移転、変更の登録又は登録の消除						○		
	6 同法第22条の2第1項の規定による宅地建物取引士任者証の交付						○		
	7 同法第22条の3第1項の規定による宅地建物取引士任者証の有効期間の更新						○		
	8 同法第25条第7項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し						○		
	9 同法第55条の規定による宅地建物取引業者に対する必要な指示又は業務の停止の命令						○		
	10 同法第66条又は第67条の規定による宅地建物取引業の免許の取消し						○		
	11 同法第68条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引士任者に対する必要な指示						○		
	12 同法第68条第2項又は第4項の規定による宅地建物取引士任者に対する事務を行うことの禁止						○		
	13 同法第68条の2の規定による宅地建物取引士任者の登録の消除						○		
	14 同法第70条第1項の規定による処分をした旨の公告						○		
	15 同法第70条第2項又は第3項の規定による国土交通大臣への報告又は他の都道府県知事への通知						○		
	16 同法第71条の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告						○		
	17 同法第72条の規定による宅地建物取引業者に対する業務についての報告の要求又は事務所等への立入検査						○		
四 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の2第1項の規定による宅地建物取引業者の免許証の書換え交付						○		
	2 同規則第4条の3第1項の規定による宅地建物取引業者の免許証の再交付						○		
	3 同規則第5条の4の規定による宅地建物取引業者名簿の訂正						○		
	4 同規則第6条第1項の規定による宅地建物取引業者名簿の削除						○		

	5 同規則第11条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の合格者の公告及び合格証書の交付		○						
	6 同規則第12条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験合格者の名簿の作成		○						
	7 同規則第13条の規定による宅地建物取引主任者資格試験の受験者数等の国土交通大臣への報告		○						
	8 同規則第14条の13第1項の規定による宅地建物取引主任者証の書換え交付		○						
	9 同規則第14条の15第1項の規定による宅地建物取引主任者証の再交付		○						
	10 同規則第28条の規定による建設大臣等に対する宅地建物取引業者の違反容疑の通知		○						
五 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による積立式宅地建物販売業の許可		○						
	2 同法第10条第3項の規定による積立式宅地建物販売契約の内容及び変更の命令		○						
	3 同法第12条第2項の規定による積立式宅地建物販売業者名簿への登録		○						
	4 同法第23条第2項の規定による営業保証金の取戻しの承認		○						
	5 同法第29条の規定による債権の申出をすべきこと等の公告及び通知		○						
	6 同法第31条の規定による権利の調査、確定書の交付並びに配当表の作成及び公告		○						
	7 同法第42条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置をとるべきことの命令		○						
	8 同法第43条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し		○						
	9 同法第44条又は第45条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務の停止の命令又は許可の取消し		○						
	10 同法第47条の規定による処分をした旨の公告		○						
	11 同法第48条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する指導、助言及び勧告		○						
	12 同法第50条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務に関する報告又は資料の徴収		○						





	若しくは徴収の猶予又は徴金の徴収の猶予 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根回土木事務所の管轄区域に係るもの							○	鳥取土木事務所 所長
								○	倉吉土木事務所 所長
								○	米子土木事務所 所長
10	同条例第14条第2項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根回土木事務所の管轄区域に係るもの							○	鳥取土木事務所 所長
								○	倉吉土木事務所 所長
								○	米子土木事務所 所長
11	同条例第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根回土木事務所の管轄区域に係るもの							○	鳥取土木事務所 所長
								○	倉吉土木事務所 所長
								○	米子土木事務所 所長
12	同条例第18条第1項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は増築の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根回土木事務所の管轄区域に係るもの							○	鳥取土木事務所 所長
								○	倉吉土木事務所 所長
								○	米子土木事務所 所長
13	同条例第19条の規定による入居者の取入基準超過の有無の決定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根回土木事務所の管轄区域に係るもの							○	鳥取土木事務所 所長
								○	倉吉土木事務所 所長
								○	米子土木事務所 所長
14	同条例第21条の2第1項の規定による高層所得者に対する県営住宅の明渡しの特示						○		
15	同条例第21条の2第4項の規定による明渡期限の延長						○		
16	同条例第22条第1項の規定による入居者の収入の状況についての入居者からの報告又は書類の閲覧若しくは記録の要求 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの							○	鳥取土木事務所 所長
								○	倉吉土木事務所 所長



















